

## 産業廃棄物処分業許可証

優良

住所 大分県中津市大字植野906番地の1

氏名 中津ゆうび有限会社

代表取締役 高司 洋志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

大分県知事 佐藤 樹一郎

許可の年月日 令和5年9月28日

許可の有効年月日 令和12年9月27日



## 1. 事業の範囲

## 事業の区分

中間処理（破碎、選別、圧縮・梱包、選別・混合） 以下余白

## 産業廃棄物の種類

## 破碎

廃プラスチック類（廃プリント配線板、廃容器包装を含み、自動車等破碎物を含まない）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（廃プリント配線板、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含み、自動車等破碎物、鉛蓄電池の電極であって不要物であるものを含まない）、ガラスくず等（廃石膏ボード、廃容器包装を含み、自動車等破碎物、廃ブラウン管（側面部に限る）を含まない）、がれき類

## 選別

廃プラスチック類（廃容器包装を含み、自動車等破碎物、廃プリント配線板を含まない）、金属くず（廃容器包装を含み、自動車等破碎物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるものを含まない）、ガラスくず等（廃容器包装を含み、自動車等破碎物、廃ブラウン管（側面部に限る）、廃石膏ボードを含まない）

## 圧縮・梱包

廃プラスチック類（廃容器包装を含み、自動車等破碎物、廃プリント配線板を含まない）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（廃容器包装を含み、自動車等破碎物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるものを含まない）

## 選別・混合

燃え殻（木質バイオマス発電所から排出されたものに限る）、ガラスくず等（廃石膏ボードから分離された石膏に限る）、ばいじん（木質バイオマス発電所から排出されたものに限る）

（以上9種類。ただし、特別管理産業廃棄物であるものを除く。個別の品目の取扱いは以下のとおり。

含まない：石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等）

## 2. 事業の用に供するすべての施設

## (1) 施設の種類

破碎施設(固定式)

## 設置場所

大分県中津市大字植野字亀山907番

## 設置年月日

平成18年12月10日

## 処理能力

4.8 t/日(8時間)

## 産廃の種類

ガラスくず等（廃石膏ボードに限る）

以下裏面へ続く

- (2) 施設の種類 破碎施設(固定式)  
 設置場所 大分県中津市大字植野字亀山907番、900番2  
 許可年月日 平成19年11月2日  
 許可番号 廃対第12-5号  
 設置年月日 令和5年2月10日  
 処理能力 廃プラスチック類 31.2 t/日(8時間)、木くず 68.0 t/日(8時間)、金属くず 113.6 t/日(8時間)、ガラスくず等 120.8 t/日(8時間)、がれき類 148.8 t/日(8時間)  
 産廃の種類 廃プラスチック類(廃プリント配線板、廃容器包装を含み、自動車等破砕物を含まない)、木くず、金属くず(廃プリント配線板、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含み、自動車等破砕物、鉛蓄電池の電極であって不要物であるものを含まない)、ガラスくず等(廃容器包装を含み、自動車等破砕物、廃ブラウン管(側面部に限る)、廃石膏ボードを含まない)、がれき類
- (3) 施設の種類 破碎施設(固定式)  
 設置場所 大分県日田市大字東有田字葉口3970番5、3970番13  
 許可年月日 令和5年5月11日  
 許可番号 指令循推第1号の2  
 設置年月日 令和5年7月26日  
 処理能力 廃プラスチック類 31.2t/日(8時間)、紙くず 32.8t/日(8時間)、木くず 68.0t/日(8時間)、繊維くず 129.6t/日(8時間)、金属くず 113.6t/日(8時間)、ガラスくず等 120.8t/日(8時間)、がれき類 148.8t/日(8時間)  
 産廃の種類 廃プラスチック類(廃プリント配線板、廃容器包装を含み、自動車等破砕物を含まない)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(廃プリント配線板、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含み、自動車等破砕物、鉛蓄電池の電極であって不要物であるものを含まない)、ガラスくず等(廃容器包装を含み、自動車等破砕物、廃ブラウン管(側面部に限る)、廃石膏ボードを含まない)、がれき類
- (4) 施設の種類 圧縮・梱包施設(固定式)  
 設置場所 大分県中津市大字植野字亀山907番  
 設置年月日 平成18年12月10日  
 処理能力 30m<sup>3</sup>/日(8時間)  
 産廃の種類 廃プラスチック類(廃容器包装を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板を含まない)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(廃容器包装を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるものを含まない)
- (5) 施設の種類 圧縮・梱包施設(固定式)  
 設置場所 大分県日田市大字東有田字葉口3970番13  
 設置年月日 平成27年10月2日  
 処理能力 2.4t/日(8時間)  
 産廃の種類 廃プラスチック類(廃容器包装を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板を含まない)
- (6) 施設の種類 圧縮・梱包施設(固定式)  
 設置場所 大分県日田市大字東有田字葉口3970番5  
 設置年月日 平成27年10月2日  
 処理能力 32m<sup>3</sup>/日(8時間)  
 産廃の種類 廃プラスチック類(廃容器包装を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板を含まない)、紙くず、繊維くず、金属くず(廃容器包装を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるものを含まない)





次葉

- (7) 施設の種類 破砕施設（固定式兼移動式）  
設置場所 大分県日田市大字東有田字葉口3970番5、3970番13  
設置年月日 平成27年3月15日  
処理能力 廃プラスチック類 3.27t/日（8時間）、紙くず 3.12t/日（8時間）、木くず 3.2t/日（8時間）、繊維くず 3.12t/日（8時間）、金属くず 3.76t/日（8時間）、ガラスくず等 3.9t/日（8時間）  
産廃の種類 廃プラスチック類（廃プリント配線板、廃容器包装を含み、自動車等破砕物を含まない）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、廃容器包装を含み、自動車等破砕物、鉛製の管又は板であって不要物であるものを含まない）、ガラスくず等（廃容器包装を含み、自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部に限る）、廃石膏ボードを含まない）
- (8) 施設の種類 選別・混合施設（固定式）  
設置場所 大分県日田市大字東有田字葉口3970番13  
設置年月日 平成29年3月28日  
処理能力 33.6t/日（8時間）  
産廃の種類 燃え殻（木質バイオマス発電所から排出されたものに限る）、ガラスくず等（廃石膏ボードから分離された石膏に限る）、ばいじん（木質バイオマス発電所から排出されたものに限る）
- (9) 施設の種類 選別施設（固定式）  
設置場所 大分県日田市大字東有田字葉口3970番13  
設置年月日 令和4年7月31日  
処理能力 12.1t/日（8時間）  
産廃の種類 廃プラスチック類（廃容器包装を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板を含まない）、金属くず（廃容器包装を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるものを含まない）、ガラスくず等（廃容器包装を含み、自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部に限る）、廃石膏ボードを含まない）
- (10) 施設の種類 圧縮施設（固定式）  
設置場所 大分県日田市大字東有田字葉口3970番13  
設置年月日 令和4年7月31日  
処理能力 4.5 t/日（8時間）  
産廃の種類 金属くず（廃容器包装を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるものを含まない）

3. 許可の条件

移動式として使用する場合は、大分県内（大分市を除く）の当該廃棄物の排出現場内に限る。

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成19年4月11日 産業廃棄物処分業許可  
平成19年10月12日 変更届（役員）  
平成19年12月19日 産業廃棄物処分業変更許可（処分方法、品目の追加）  
平成21年6月25日 変更届（役員）  
平成22年1月14日 変更届（代表者）  
平成22年8月17日 変更届（役員）  
平成23年6月21日 変更届（役員）  
平成24年1月24日 変更届（役員）  
平成24年4月11日 産業廃棄物処分業更新許可  
平成24年12月25日 変更届（役員）  
平成25年3月29日 変更届（役員）  
平成27年4月30日 変更届（施設の追加）  
平成27年8月3日 変更届（施設の変更）  
平成27年10月2日 変更届（施設の追加）  
平成27年10月15日 産業廃棄物処分業変更許可（処分方法、種類の追加）  
平成28年11月16日 変更届（代表者、株主）  
平成29年4月11日 産業廃棄物処分業更新許可  
平成29年6月26日 産業廃棄物処分業変更許可（処分方法、種類の追加）  
平成31年2月1日 変更届（役員）  
令和4年3月2日 変更届（保管場所）

以下裏面へ続く

裏面

令和4年4月11日	産業廃棄物処分業更新許可
令和4年8月1日	変更届 (選別施設の廃止、新設、圧縮施設の新設、施設の設置場所、保管場所)
令和4年9月8日	変更届(保管場所)
令和5年3月8日	変更届(施設の変更)
令和5年8月7日	変更届(施設の変更、保管場所)
令和5年9月28日	産業廃棄物処分業更新許可(優良基準適合認定)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無  
有